平成２８年（フ）第１０号
三重県津市大里窪田町1706番地11
破産者　髙橋　優子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６８１号
広島県安芸郡海田町窪町９番22号
破産者　エトワール株式会社
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
広島市安佐南区東野３丁目29番７号
破産者　有限会社優企画
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８７号
佐賀市西与賀町大字厘外1535番地４、商業登記簿上の本店所在地佐賀市西与賀町大字厘外1221番地８
破産者　有限会社南部道路
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川175番地
破産者　有限会社ラスター
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４０号
金沢市福増町北1287番地１
破産者　株式会社新田全建
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県洲本市桑間533番地の３
破産者　有限会社フィッシングたかはし
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県南あわじ市八木野原214番地の２
破産者　有限会社蔵本石油
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４０１７号
福井県丹生郡越前町宝泉寺22号８番地
破産者　佐々木細巾織物株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１８号
福井県丹生郡越前町宝泉寺第22号８番地甲
破産者　佐々木一郎
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４１５号
東京都品川区東品川３丁目32番42号
破産者　株式会社ＳＫＹＬＵＸ５
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４１６号
東京都品川区東品川３丁目32番42号
破産者　株式会社ＳＫＹＬＵＸ６
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４１７号
東京都品川区東品川３丁目32番42号
破産者　株式会社ＳＫＹＬＵＸ７
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４１８号
東京都品川区東品川３丁目32番42号
破産者　株式会社ＳＫＹＬＵＸ８
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４１９号
東京都品川区東品川３丁目32番42号
破産者　株式会社ＳＫＹＬＵＸ９
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６７号
東京都江戸川区西小岩１丁目９－９－103
破産者　木下　アサ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５６４号
大阪府大阪市西区西本町１丁目10番７号　第２新松岡ビル４階
破産者　株式会社イオス
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５６５号
新潟県上越市頸城区下吉1313－２、開始決定時の住所東京都東久留米市浅間町２丁目24－23－101
破産者　花田　直樹
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６３３号
東京都品川区西五反田５丁目４番６号
破産者　株式会社アネトスペース
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１２号
千葉県市原市八幡北町２－12－12　グリーンハウス102、開始決定時の住所千葉県市原市八幡石塚２丁目14－12
破産者　上田　浩子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３３２号
神奈川県横浜市南区六ツ川３丁目23－15　ハイム桐生２Ｆ
破産者　谷田部文夫
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５６３号
東京都大田区仲池上１丁目26－８－503
破産者　島崎佐和子（旧姓平山）
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部